

保険の内容について（24 時間単位型自動車運転者保険）

本記載は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「重要事項のご説明」や「普通保険約款・特約」に記載していますので、必要に応じてご参照ください。

■適用される普通保険約款の条項・特約について

ご契約に適用される普通保険約款の条項・特約は以下のとおりです。

・第1章 対人賠償責任条項	・運搬・搬送費用特約
・第2章 対物賠償責任条項	・事故・故障付随費用特約
・対物超過修理費用特約	・通信販売特約
・第3章 自損傷害条項	・保険料払込取扱票・請求書払特約
・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約	・書面省略（変更届出書）特約
・搭乗者傷害（入通院／一時金）特約	・危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約
・第4章 車両復旧費用条項	・対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約

■補償内容について

(1) 相手への賠償に関する補償

- ・対人賠償責任保険（保険金額：無制限）
借りるお車の運転に起因する自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします^(※)。

(※) 自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。

- ・対物賠償責任保険（保険金額：無制限 免責金額：0万円）
借りるお車の運転に起因する自動車事故により、他人の財物を損壊させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

(注) 次の①または②のいずれかの事故については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。

①借りたお車に業務^(※1)として危険物を積載、または借りたお車が業務^(※1)として危険物^(※2)を積載したお車を牽（けん）引する場で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故

②航空機との対物事故

(※1) 家事を除きます。

(※2) 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。

(例) ガソリン、灯油、軽油、重油

- ・対物超過修理費用特約
借りるお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合^(※)を乗じた金額をお支払いします（50万円限度）。

(注1) 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

(注2) 相手自動車の車両保険（共済契約を含みます）から支払われた保険金（共済金）が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

(※) 交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

(対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、対物超過修理費用特約共通)

- ・保険契約者、記名被保険者、指定被保険者の故意によって生じた損害
- ・台風、洪水または高潮によって生じた損害
- ・被保険者の父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合の損害 等

(2) おケガの補償

・自損傷害保険

借りるお車の自動車事故により、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、保険金をお支払いします。

保険金	保険金額
死亡保険金	1,500万円
後遺障害保険金	後遺障害の等級により 50万円～2,000万円
介護費用保険金	200万円
医療保険金	入院日額：6,000円 通院日額：4,000円 (1事故につき100万円限度)

・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約（保険金額：1,000万円）

借りるお車の自動車事故により、借りるお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

・搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

借りるお車の自動車事故により、借りるお車に乗車中の方が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

治療日数が4日以内：1万円
治療日数が5日以上：部位・症状に応じて10万円～100万円

【保険金をお支払いできない主な場合】

（自損傷害保険、搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約共通）

- ・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
- ・記名被保険者または指定運転者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、記名被保険者または指定被保険者に生じた損害 等

(3) お車の補償

・車両復旧費用保険（保険金額：300万円 免責金額：15万円）

借りるお車を運転中^(※)の衝突、接触等の事故により、借りるお車が損害を被り、修理した場合に、その修理費について300万円を限度に保険金をお支払いします。また、借りるお車を修理せずに代替自動車を購入した場合には、①修理費 ②代替自動車の購入費用 ③借りるお車の時価額のいずれか低い額を、300万円限度にお支払いします。

(※) 運転中には、駐車または停車を含みません。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ・保険契約者、記名被保険者、指定被保険者または借りるお車の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・記名被保険者または指定運転者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害
- ・盗難やいたずらによって生じた損害
- ・欠陥・摩滅・腐し・さび・その他自然消耗による損害、故障損害
- ・タイヤ（チューブを含みます）のみの損害（火災による損害は除きます）や借りるお車に定着されていない付属品のみの損害（火災による損害は除きます）
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 等

(4) その他の補償・サービス

・運搬・搬送費用特約

借りるお車を運転中^(※)の自動車事故、故障等により、自力走行不能となった場合（走行不能事故）に、修理工場等までのレッカー牽（けん）引・搬送料金、クレーン等作業料金、有料道路料金等の運搬・搬送費用をお支払いします。1回の走行不能事故について、30万円がお支払いの限度となります。

(※) 運転中には、駐車または停車を含みません。

・事故・故障付随費用特約

借りるお車を運転中^(※)の自動車事故、故障等により、自力走行不能となり、修理工場等までレッカー牽(けん)引・搬送された場合(運搬・搬送費用特約の保険金がお支払いの対象となる場合に限り)に、以下の保険金をお支払いします。

保険金	保険金額
臨時宿泊費用保険金	1回の走行不能事故、被保険者1名につき1万5千円限度。
臨時帰宅・移動費用保険金	1回の走行不能事故、被保険者1名につき2万円限度。 (免責金額1,000円)
搬送費用保険金	搬送費用保険金と引取費用保険金を合計して1回の走行不能事故につき15万円限度。 ただし、引取費用保険金は免責金額1,000円
引取費用保険金	

(※) 運転中には、駐車または停車を含みません。

・ロードアシスタンスサービス

●レッカー現場急行サポート

借りるお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽(けん)引・搬送や、落輪等の際の路面の引き戻し作業を行います。なお、これらにかかる費用は「運搬・搬送費用特約」で保険金額を限度に補償します。

●クイック修理サービス

借りるお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- ・バッテリー上がり(ジャンピング等)
- ・ガス欠
- ・その他(30分以内の現場での応急作業)
- ・タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)
- ・キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)

【保険金をお支払いできない主な場合】

(運搬・搬送費用特約、事故・故障付随費用特約共通)

- ・保険契約者、被保険者または借りるお車の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害
- ・借りるお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料の不足または費消(電欠等を除く)等の場合
- ・積雪、降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ等を直接の原因とする借りるお車の走行不能によって被保険者が被る損害 等

この画面は「24時間単位型自動車運転者保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明<株式会社 IDOM>」「普通保険約款・特約」等をご覧ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■保険に関するお問い合わせ

取扱代理店：株式会社 IDOM

東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング 25F

TEL：047-301-0549

受付時間：平日 10:00～17:00

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都中央区日本橋3-1-6 あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 5F

東京中央支店 広域モーター開発室

TEL：03-3242-7332

受付時間：平日 9:00～17:00

※事故に関するお問い合わせは専用のサービスセンターにお取次ぎさせていただく場合があります。

■事故・故障に関するお問い合わせ

事故・故障が発生した場合は、ただちに下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

TEL : 0120-504-638

受付時間 : 24 時間 365 日

※必ず本マイカーシェア利用時の事故・故障であることをお申し出ください。

※IP 電話からは 0276-90-8092 (有料) におかけください。

※専用回線以外にご連絡された場合、事故受付の対応が困難となります。おかけ間違いにご注意ください。